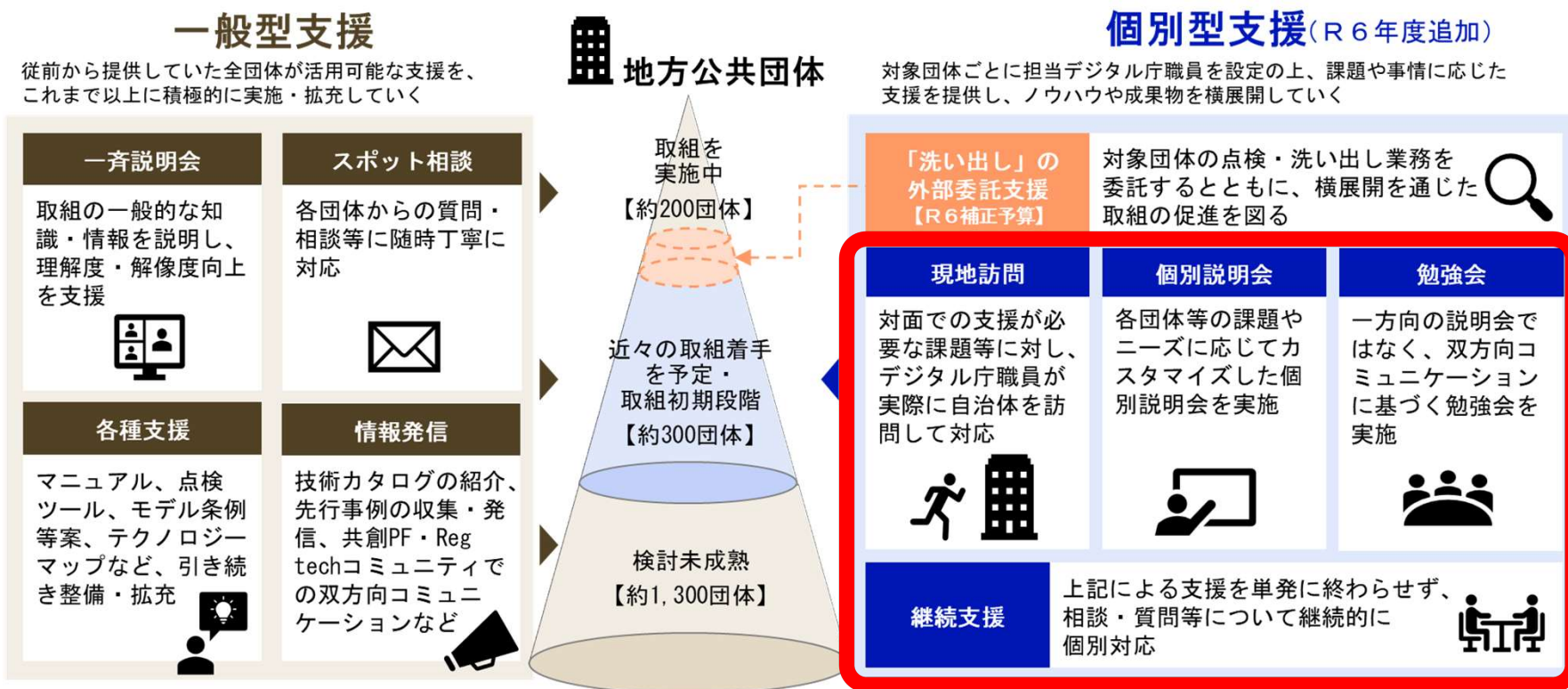


デジタル庁の取組の御紹介

【デジタル庁の取組の御紹介】

地方公共団体によるアナログ規制の見直しに対する総合的な支援メニューの提供（イメージ）

- 「アナログ規制」とは、法律・条例をはじめとする我が国の社会制度やルールで規定される、人の目による確認、現地での調査、書面での掲示など、アナログ的な手法を前提とする古い規制のこと。
- デジタル庁は、従前よりアナログ規制の見直しに取り組んでおり、地方公共団体における取組に対しては様々な支援メニューを提供している。



【デジタル庁職員による「個別型支援」（上記赤枠部分）について】

- 1月から対象団体との個別協議、具体的支援を順次開始（最長令和7年度末まで実施）。
- 支援対象団体から寄せられた主な支援要望としては、「全体計画策定への助言」「庁内機運醸成のための個別説明会・勉強会の実施」「継続的な相談体制の構築」などが挙げられる。
- 支援対象団体には、今後、デジタル庁による支援を活用しながら取組を着実に進めるだけでなく、取組を通じて得られたノウハウや事例を、他団体に向けて情報発信・横展開をして頂くことで、全国的な取組の促進につなげていく。

お問い合わせは、デジタル庁 デジタル改革企画②：法制・制度（地方アナログ規制見直し促進班）
rincho-local@digital.go.jpまでお願いします。